

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

県では、平成18年度（9月以降）から新たに実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定しました（公安委員会及び警察本部長については、同要綱の策定はなく別途の対応となっています。）

平成26年度に同要綱に基づき対応した事故等の件数は、47件となっています。

実施機関別の件数の内訳は、教育委員会が35件（74.5%）、知事が8件（17.0%）、公営企業管理者が4件（8.5%）となっています。知事における部局別の内訳は、産業労働局、県土整備局が各2件（各25.0%）、政策局、総務局、安全防災局、その他が各1件（各12.5%）となっています。

（表 13）

実施機関	知 事										公営企業管理者	議会	教育委員会	人事委員会	合計
	政策局	総務局	安全防災局	県民局	環境農政局	保健福祉局	産業労働局	県土整備局	その他	計					
件数	1	1	1	0	0	0	2	2	1	8	4	0	35	0	47

また、事故等の類型別の件数の内訳は、紛失が24件（51.1%）と約半数を占め、誤送付・誤送信が11件（23.4%）、誤廃棄が6件（12.8%）、誤交付が4件（8.5%）となっており、全体の95%以上をこれらが占めています。

（表 - 14）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	11	4	6	24	0	2	47

事故等の対象となった個人情報の種類別の件数の内訳は、県民のみに係る情報が45件（95.7%）、職員等のみに係る情報が1件（2.1%）、県民および職員の双方に係るものが1件（2.1%）と県民に係るものが大部分を占めています。また、これらを個人情報により識別できる本人の数の規模別にみると、1～5人が27件（57.4%）、6～49人が12件（25.5%）、50～99人が3件（6.4%）、100人以上が5件（10.6%）となっており、100人以上の規模の事故は、いずれも書類やUSBメモリの紛失によるものです。

なお、これらの事故等のうち、職員によるものが39件（83.0%）、委託先によるものが5件（10.6%）、指定管理者によるものが3件（6.4%）となっています。

(表 - 15)

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	26	11	3	5	45
職員等のみに係る情報	-	1	-	-	1
県民・職員に係る情報	1	-	-	-	1
合計	27	12	3	5	47

これらの事故等の条例違反については、「安全性の確保措置」が課題となっています。

(表 - 16)

条例違反の状況	件数
目的外提供の制限	0
安全性の確保措置	40
職員等の義務	2
受託事業者の安全性の確保措置	5
オンライン結合	0
事故の合計数	47

(注)条例違反が複数該当する場合は、各々重複して計上しています。

事故等に対する対応状況ですが、事故のほとんどについては、本人等への情報提供がなされています。

また、すべての事故について、再発防止策がなされています。その後、情報が回収されたものが21件(44.7%)となっています。

(表 - 17)

事故等への対応状況	件数
本人等への情報提供	45
再発防止策	47
個人情報の回収	21

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、職員キャリア開発支援センターのパワーアップ研修や県機関が主催する職員研修、イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。また、情報公開課で防犯ブザー付きカバンを希望する所属へ貸出しており、個人情報を含む書類等を持ち運ぶ際の事故防止を図っています。